

令和8年4月28日

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果

総務省は、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案に対して、令和8年3月3日（火）から同年4月1日（水）までの間、意見募集を行いました。

その結果、6件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれに対する総務省の考え方を公表します。

1. 概要

本件は、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第9条第2号に基づく回線数等の報告について、多様な電気通信サービスの提供形態を踏まえ、報告様式を改正しようとするものです。

2. 意見募集の結果

総務省では、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案を作成し、令和8年3月3日（火）から同年4月1日（水）までの間、意見募集を行いました。

意見募集の結果、6件の意見の提出がありました。提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は、別紙1のとおりです。

3. 省令の公布

意見募集の結果を踏まえ、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（別紙2）を本日公布しました。

4. 資料の入手方法

資料については、e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

【連絡先】

連絡先：総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課

担当：望月課長補佐、中里主査、佐々木官

電話：03-5253-5817

E-mail：broadband2020-jimu_atmark_ml.soumu.go.jp

（注）迷惑メール防止対策のため「@」を「_atmark_」と表示しています。送信の際には、「@」に置き換えてください。